# 県総合評価調書

## 【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応 (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開

- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営 (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営 (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

## 1. 評価結果(個別観点)

観点	評価内容			
団体のあり方	(財)島根県建設技術センターは、県内の地方公共団体が行う建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立された公益法人であり、公的・民間ともに類似する団体はない。平成18年10月には中国地方整備局長から、「公共工事発注者支援機関」として県内の公益法人としては唯一の認定を受けたところである。また、社会経済情勢の変化に合わせ、平成14年に材料試験を廃止、平成16年から建設発生土リサイクルヤードの運営開始、平成21年度からは県・市町村に対する橋梁長寿命化修繕計画策定支援業務を開始するなど事業内容の見直しを行っており、公共性・公益性の高い事業を行っている。一方、公共事業費の減少に伴い、工事受託事業及び建設副産物再利用促進事業等の事業費の推移には不透明な部分もあり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業の執行を行っていく必要がある。	В		
組織運営	職員については、事業量を精査したうえで適正な職員数を配置している。 理事会及び経営委員会についても、寄付行為に基づき適正な運営がなされている。 県の人的関与 について 県職員の役員就任は、平成16年度から廃止している。また、団体固有の職員はおらず、事業量に応じた柔軟な体制がとれるよう、県の派遣職員及び土地開発公社との協力関係による人的交流職員で構成しており、最小限の人数に留めている。	А		
事業実績	研修事業は、県からの受託分を適正に実施するとともに、センター主催の研修についても、時代の要請に対応した専門的研修を積極的に開催している。主催研修については受講者数が1,142人を数え、前年度を上回った。 建設副産物再利用促進事業は、平成20年度に引き続き、計画(70,000㎡)を大幅に上回る土量(約171,000㎡)の搬入があったため、収入が増加した。 工事受託事業については、県及び市町村からの受託箇所について適正に執行することができた。今後も県内唯一の公的発注者支援機関として、特に市町村に対する支援拡大が求められる。 また、平成21年度から、橋梁長寿命化修繕計画策定支援事業を行っている。県及び全市町村と契約を締結し、直輪結果のデータ登録、システム操作研修等を実施した。	А		
財務内容	建設副産物再利用促進事業の事業収入が大幅に増加したため、リサイクルヤード建設当初からの長期借入金については当初計画より5年早く返済を完了することができた。平成21年度の決算においても利益を計上しており、財務内容は順調に推移している。また、これを機に公益事業として事業終了時の土地引き渡しに伴って必要となる資金も確保できる中長期計画を策定し、搬出入単価を減額改定した。  県の財政的関 建設副産物再利用促進事業は事業の性格上、県の損失補償のある借入金でまかなっているが、受託事業収入等による県への財政的依存度は下がっている。	А		

## 評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

# 

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	技術力に劣る市町村に対 する支援の拡充強化	・公共工事の品質の確保の 促進に関する法律に基づく 市町村公共工事の執行支 援など支援メニューの周知 と要望の把握、新規事業の 検討。 ・橋梁長寿命化修繕計画 策定、総合評価方査等の 技術支援、助言への取り組 み。	市町村の公共工事に対する支援は建設技術センターの設立目的そのものであり、また、いわゆる品確法の趣旨にも合致している。市町村支援の拡充強化を行っていくためには支援メニューの周知等積極的なPRが必要である。 また、橋梁長寿命化修繕計画策定や総合評価方式入札制度等に係る支援など社会経済情勢の変化に合わせた支援が行えるよう発注者支援認定機関として、その役割を果たすことは重要なことと認められる。
	建設発生士リサイクル ヤードの運営管理の適正 化	・適正な施設運営管理を行うため、長期入試計画の継続的な点検、把握。 ・安定した搬入土確保と良好な管理運営のための公共工事関係機関との連携及び地元との協力関係の維持・建設発生土の再利用・搬出に対する積極的な対応	建設発生土リサイクルヤード事業は、公益的な事業であり、その必要性も認められる。 今後も関係機関との密接な連携により安定した搬入土量を維持するとともに、建設発生土の再利用についても積極的な取組を行う必要がある。

研修事業、工事受託事業及び建設副産物再利用促進事業など実施している事業は適切に実施されており、引き続き地方公共団体を支援 が、デストン・ディストン・ディストン・ディストン・ディストン・ディストン・ディストン・ディストン・ディストン・ディストのであった。 一の公の方を機関としての役割を果たしていく必要がある。 特に、建設副産物再利用促進事業については、計画を大幅に上回る土量の搬入により、リサイクルヤード運営に係る財務内容の健全化に

大きく寄与することができた。

一方、公共事業費が減少するなか、センターが実施する事業量の推移も不透明であり、今後も関係機関との密接な連絡や効率的な事業

一方、公共事業員が減少するなが、ピンケーが実施する事業量の推移も不透明であり、当後も関係機関との電接な連絡で効率的な事業 執行を行っていく必要がある。 新公益法人制度に係る公益財団法人の移行については、法律に定められた各種基準を満たす必要があるが、平成23年度中の円滑な移 行ができるよう各種準備を行う必要がある。